

地域日本語教育コーディネーター派遣事業実施要領

1 趣 旨

県内の地域日本語教室の運営体制の充実及び地域における日本語教育環境の整備を図るため、地域日本語教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を派遣し、助言及び支援を行う。

2 実施回数

- (1) 派遣回数は1年度当たり9回程度とする。
- (2) 1団体への派遣回数は、原則として1年度当たり3回までとする。
- (3) 申込件数が予定回数を超える場合は、県と当協会が協議の上、派遣先を決定する。
- (4) 当該年度の予算額に達した場合は、申込みの受付を終了する。

3 実施場所

県内全域とし、会場は申込者が確保するものとする。

4 内容

コーディネーターは、次に掲げる事項について助言及び支援を行う。

- (1) 地域日本語教室の運営に関すること
- (2) 新たな地域日本語教室の立ち上げに関すること
- (3) 地域日本語教育に関する関係機関との連携に関すること
- (4) その他地域日本語教育の推進に必要な事項

5 実施条件

〔申込者〕

次のいずれかに該当する団体であること。

ア 県内の NPO 法人、任意団体、市町村等が運営する地域日本語教室

イ 県内に地域日本語教室の設置を予定又は検討している NPO 法人、任意団体、市町村等

また、次の条件を満たすこと

- (1) コーディネーターとの協議等を実施するための会場を確保できること
- (2) 関係者との連絡調整及び参加者の取りまとめができること

〔コーディネーター〕

ア 文部科学省または文化庁のコーディネーター研修を修了した者とする。

イ 派遣するコーディネーターは、当協会、申込者及びコーディネーターとの協議により決定する。

6 費用負担

- (1) コーディネーターに対する謝金は、1回当たり27,650円を上限として当協会が負担する。
- (2) コーディネーターの交通費は、当協会の規定に基づき当協会が負担する。

7 申込み等

- (1) 派遣を希望する者は、派遣希望日の1か月前までに、様式1により当協会へ申し込むものとする。
- (2) 派遣を受けた者は、派遣終了後、速やかに様式2による実施報告書を当協会へ提出するものとする。
- (3) 申込者は、派遣内容の変更又は中止を希望する場合は、速やかに当協会へ連絡するものとする。
- (4) 天災その他やむを得ない事情により実施が困難な場合は、当協会及び申込者が協議の上、実施方法の変更又は中止を決定する。